

苦情・異議申立ての対応について

「苦情」とは、申請者又はその他の利害関係者が一般財団法人日本食品分析センター(以下「センター」という。)又は申請者に関する事項について、不満足を口頭又は文書でセンターに対して表明することをいいます。

「異議申立て」とは、センターの認証に関する決定に同意できないことを表明することをいいます。

申請者は、認証審査、認証の維持(拡大及び縮小を含む)、格付業務の停止及び認証の取消しを含む認証に係るセンターの決定事項に対し、異議申立てを行うことができます。

センターは、苦情又は異議申立てを受理した旨を、完了したときはその結果を、申立者に文書で通知します。

センターは、その苦情に対して誠実に対応します。また、申請者からの異議申立てに対して、慎重に調査し回答します。